



小企業と同じように、同志的結合によつて試験研究を行なうという組合でございまして、その運営については、大中小企業等協同組合法の趣旨に従つて運営することが最も適切であるというところで、協同組合法の関係条文を引用いたしておるわけでございまして、御指摘のように、研究につきましても、中小企業だけで協同研究をやるということのみをねらつておるものではございまして、大企業及び中小企業それぞれ協同してやる場合も想定をいたしておるのでございまして、協同研究をやることについては、いわゆる企業規模というものを前提条件としては考へてないものでございまして、しかしながら今御指摘のように、大企業と中小企業が協同して研究したような場合、あるいはまた企業規模を考えずに協同研究をやつた場合において、途中で利益だけを持って逃げるといふことを防止するためにはどうするかという点につきましては、これは定款につきましても御承知のように認可制度になつておりますので、認可にあたりまして、脱退をいたすにつきましては、協同組合法の準用によつて九十日ないし一年の制限をつけておりますほかに、脱退した者に対処するところの研究に分担したところの賦課金の処分の問題、あるいは研究成果の利用等についての若干の制限をつけ得るよう指導をいたしたい、かように考へております。

○田中(武)委員 おっしゃる通りに、この法案九条で「組合の定款には、少なくとも次の事項を定めなければならぬ」ということで、五号に、「組合員の加入及び脱退に関する規定」こういう規定があります。従つて、この脱退に関する規定の中に、定款で一定の制限を設ける。そのことによつて、今言うような、いわゆる大企業の食い逃げといふこと、そういうことは防止できるのだ、こういうように言われるのですが、脱退に対して基本的な制限を加へることはできない。少なくとも中小企業協同組合の精神は加入及び脱退が自由である——もちろんある程度の定款による制限はあつたとしても、脱退は自由だといふところに協同組合の精神があると思つて、その協同組合法を準用しているならば、当然やはり脱退は自由の原則の上に立つべきだと思つて、それを定款によつて、そういうことのないようにするというのは、具体的には定款はどういうようなことを考へておられるのですか。

○堀坂説明員 定款によつて脱退をさせないようには困難でございまして、今まで納められた賦課金の返還でございまして、あるいはできなかった研究成果の利用等についての——脱退者につきましては、その脱退後にできます研究結果が関連して出て参りますような場合におきまして、そうしたものの利用等についての制限は、ある程度加えられるんじゃないかと考へます。

○田中(武)委員 どうも答弁でははつきりませんが、たとえばこの研究組合において研究に成功して特許を得た、その場合の工業所有権者は組合ですか、だれなんですか。

○堀坂説明員 工業所有権者は、協同研究組合が工業所有権者となるものと、一般的には考へておりまして、その工業所有権の実施権を組合員に持たせるということになると思へます。

○田中(武)委員 今日では、各企業間で私立探偵等を使って相手のアイデアを盗む、こういうようなことまでやられてゐるわけなんです。そういう時代に、政府が、あるいは工業技術院が考へてゐるような、みんなが持ち物を全部出し合つて協同研究するというような態勢ができておりますか、いかがですか。

○堀坂説明員 協同研究をする意欲というものは、現在やはり相当できておると存じます。なおこの研究組合におきましては、その一緒に協同研究をやる人であるところ、そういう趣旨のある人で組合を作るといふ場合に、この協同研究組合として認めようといふものでございまして、そのような場合は、従来もございまして、今後ますます多くなつていくと思つております。

○田中(武)委員 大臣にお伺いします。今出しておりましたような問題、あるいは解散後の残余の財産の処分、こういうようなことはすべて定款の定むるところによつて処理せられるわけですが、この定款は大臣の認可事項になるわけですが、そうすると、大体研究組合の定款認可にあつては、四号の組合員針で臨まれるか。ことに四号の組合員の加入及び脱退に関する規定、あるいは六の費用の賦課に関する規定、七の損失の処理に関する規定、八の組合員の権利義務に関する規定、あるいはまた十三号の残余財産の処分に関する規定等々は、そのきめ方によつて、その組合が大企業の自由になるというようになつてもなり得るし、どうにもなり得る。従つて定款の認可にあつては、どういふ方針をもつて臨まれるか。ことに今問題にいたしておられます脱退に関する規定、あるいは残余財産の処分に關する規定、あるいは組合員たる資格、権利、これらについてどういふ考へを持っておられますか。

○椎名國務大臣 協同研究の必要性は、一個の企業でやるには少し負担が重過ぎる。かつまたそれが特定の企業にだけ関連する研究じゃなくて、その成果は広く多くの企業に關係があるという問題について協同研究の組合が設置されるわけでございまして、いわばあくまで民主的な考え方、民主的に運営されなければならない、そういう性質のものであることは申すまでもないのであります。従いまして、その協同研究の成果が特定の企業にすべて独占される、そういうふうなことは、この協同研究組合の性格からいって、厳にこれは慎まなければならぬ問題であるし、大体においてそういう性質のものじゃないと私は考へております。でございまして、今お述べになりましたそれぞれの規定の問題の処理等につきましても、大方針はあくまで広くこの成果が活用されるということを主眼として考へて参りました、かように考へております。

○田中(武)委員 大臣から具体的な答弁を願うのは無理かと思つて、大臣、実はこの法案のことをよく知つておられないようです。

そこで、私先ほどから申し上げておることを大臣に申し上げて要望事項といたしておきます。一つは、この法案は、先ほど私が申しましたように、十六条で中小企業等協同組合法を準用いたしております。その精神とすると、これは、中小企業協同組合と同じような運営をやる、こういうことです。すなわち中小企業等を中心とする研究組合を發展させていこうということに主眼があるものと解釈いたします。ところが中小企業等協同組合法によるところのいわゆる中小企業の規定がこの中に入つておりません。というのは、研究という關係上、大企業も入り得る

道を開いておる、こう解釈するわけな  
んです。そうするならば、今度は逆に  
大企業が入ってくることによって、こ  
の研究組合の運営が大企業の思うまま  
に左右に振り回される、利用されると  
いうおそれが出てくる。あるいはまた  
大企業が、研究が進めば脱退してし  
まって、あとは小さいのだけが残ると  
いうようなことも考えられる。こうい  
うことはすべて定款の規約に待つわけ  
です。あるいは組合員の資格、あるいは  
は脱退のときの条件、あるいはまた費  
用の賦課、こういうことはすべて定款  
によって定まります。なおまた、この  
組合は税法上の特別措置を講じます。  
従って解散にあつては、その組合の  
所有しておられます残余の財産の処分等  
も重要なことになって、勝手な処分を  
やらさないということが必要であらう  
と思ひます。税金等の優遇措置を受け  
た上での組合でございますから、その  
解散にあつては、その財産処分等は  
公益のために使うように指導すること  
が必要だと思ひます。そういうこと  
等はすべて定款事項でございます。そ  
の定款は大企業の認可事項であります。  
従つて大臣が定款を認可せられるとき  
に、そのようなことを頭に置きながら  
弊害のないような措置をとつていただ  
く、こういうことを希望いたします  
が、いかがでしょうか。

の通りであります。そこで私は、経済  
企画庁とか科学技術庁のような総合的  
調整機関と各事務、事業所管官庁との  
接点をいかに定めるか、これが一つの  
問題だと思ひます。そのことによりま  
して設置法等の改正も考える必要があ  
らうと思ひます。これは通産大臣だけ  
で通産省以外の設置法等のことも無理  
かと思ひますが、しかしそういう点につ  
いても十分検討してもらいたいと思つ  
ておりますとともに、この研究組合は  
あえて鉱工業研究組合とする必要はな  
かつた、鉱工業のみに研究は限られた  
ものでないと思ひます。将来鉱工業以  
外にも研究組合が作られるというよう  
なことも必要であらうと考えるのです  
が、そういう点、ことに科学技術庁等  
と通産省その他の各省との接点の問題  
等について、どのようなお考えを持つ  
ておられますか。

○推名国務大臣 御趣旨の通りにいた  
して参りたいと思ひます。

○田中(武)委員 次にすでに先週の日  
曜日に本会議を通りました新技術開発  
事業団、これとこの法案とが、どうも  
管轄権その他について疑問があるとい  
うことで、科学技術と当委員会とが連  
合審査等もやつたことは、大臣御承知

した。

○中川委員長 引き続き本案を討論に  
付するわけでありませんが、討論の通告  
がありませんので、これを行なわな  
い、直ちに本案を採決したいと存  
じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、本  
案を採決いたします。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立総員。よつて、本  
案は原案の通り可決すべきものと決  
しました。

○中川委員長 この際、ただいま議決  
いたしました本案に対し、自由民主党  
日本社会党、民主社会党、三派共同提  
案の附帯決議を付すべしとの動議が提  
出されております。

田中武夫君より趣旨の説明を聴取す  
ることといたします。田中武夫君、

○田中(武)委員 ただいま可決せられ  
ました鉱工業技術研究組合法に対しま  
して、委員各位の御同意を得て、自  
民、社会及び民社共同提案になる附帯  
決議を提案いたしたいと思ひます。  
まずその案文を朗読いたします。

鉱工業技術研究組合法案に対  
する附帯決議案

貿易の自由化を控え、国産技術を  
国際的水準に向上せしめるために  
は、その基礎となる試験研究機関の  
画期的な整備拡充を図る必要がある。  
よつて、政府は本法施行に当り、  
次の諸点につき充分考慮すべきで

ある。

一、科学技術庁並びに関係各省庁の  
設置法等に再検討を加え、各省庁  
の権限の分界を明確にし、研究機  
関の効率的運営を図ること。

二、協同研究は、鉱工業に限らず、  
広くその必要性が認められるの  
で、鉱工業以外の研究組合につい  
ても検討すること。

三、わが国研究投資額の僅少ななるに  
鑑み、研究費の増額、金融、税制  
上の優遇等につき格段の措置を講  
ずること。

四、研究技術者特に国、地方公共団  
体の技術者の待遇を改善し、研究  
員の確保に力めること。

五、研究組合の運営は、大企業偏重  
とならざるよう留意するとともに  
に、中小企業の協同研究を促進  
し、その技術を向上せしめるよう  
配慮すること。

六、組合解散に当つては、従業員の  
処遇等につき、格段の考慮を払う  
こと。

以上であります。

すでに本附帯決議案の各項目につき  
ましては、当委員会あるいは科学技術  
特別委員会との連合審査における質問  
の中において、十分に意を尽くされて  
おると思ひますので、その詳細な提案  
の説明は省略いたしたいと思ひます。  
委員各位の御賛同をお願いいたしまし  
て、提案にかえたいと思ひます。

○中川委員長 本動議につきまして  
は、別に発言の申し出もないようで  
ありますので、本動議を採決いたし  
ます。

本動議に賛成の諸君の起立を求め  
ます。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立総員。よつて本動  
議は可決され、本動議の通り附帯決議  
を付することに決しました。

この際、通産産業大臣に御発言があ  
ればこれを許可いたします。

○推名国務大臣 ただいま御決議にな  
りました附帯決議の趣旨を尊重して、  
この法案を施行して参りたいと存じて  
おります。

○中川委員長 お諮りいたします。た  
だいま議決いたしました本案に対する  
委員会報告書の作成等につきまして  
は、委員長に御一任願いたいと存じま  
すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、さ  
よう決定いたしました。

○中川委員長 次に商工会の組織等に  
関する法律の一部を改正する法律案、  
及び昨十七日日本委員会に付託になり  
ました産炭地域振興臨時措置法案の兩  
案を一括して議題とし、審査に入  
ります。

商工会の組織等に関する法律の  
一部を改正する法律案

商工会の組織等に関する法律  
の一部を改正する法律  
（昭和三十五年法律第八十九号）の一部  
を次のように改正する。

目次中「第三章 商工会等の行な  
う小規模事業者のための事業の助成

「第二章の二 商工会連合会」  
第一節 通則(第五十五條の七)  
第二節 事業(第五十五條の八・第五十五條の九)  
第三節 設立(第五十五條の十・第五十五條の十一)  
第四節 管理(第五十五條の十二・第五十五條の十三)  
第五節 脱退(第五十五條の十四・第五十五條の十五)  
第六節 脱退(第五十五條の十六・第五十五條の十七)  
第七節 脱退(第五十五條の十八)  
第三章 商工会等の行なう小規模事業者のための事業の助成(第五十六條)

第一条中「商工会を設け」を「商工会及び商工会連合会を設け」に、「商工会議所」を「商工会連合会並びに商工会議所」に改める。  
第二章の次に次の一章を加える。  
第二章の二 商工会連合会

第一節 通則  
第五十五條の二 商工会連合会(以下「連合会」という)は、商工会の健全な発達を図り、もつて商工業の振興に寄与することを目的とする。

(種類)  
第五十五條の三 連合会は、都道府県商工会連合会(以下「都道府県連合会」という)及び全国商工会連合会(以下「全国連合会」という)とする。

(人格)  
第五十五條の四 連合会は、法人とする。  
(名称)  
第五十五條の五 連合会は、次の名称を用いなければならない。  
一 都道府県連合会にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する商工会連合会  
二 全国連合会にあつては、全国商工会連合会  
2 連合会でない者は、商工会連合会という名称を用いてはならない。(教)

第五十五條の六 都道府県連合会は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。  
2 全国連合会は、全国を通じて一個とする。  
(準用)  
第五十五條の七 第六條、第九條及び第十條の規定は、連合会について準用する。  
第一節 事業  
(事業の範囲)  
第五十五條の八 都道府県連合会は、第五十五條の二の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。  
一 商工会の組織又は事業について指導又は連絡を行なうこと。  
二 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。  
三 商工業に関する調査研究を行なうこと。  
四 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行なうこと。  
五 商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行なうこと。  
六 関係経済団体との提携又は連絡を行なうこと。  
七 商工会の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。  
八 行政庁等の諮問に応じて、答

に改める。

申すること。  
九 前各号に掲げるもののほか、都道府県連合会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

2 全国連合会は、第五十五條の二の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。  
一 都道府県連合会の組織又は事業について指導又は連絡を行なうこと。  
二 都道府県連合会の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。  
三 前項第一号から第四号まで、第六号及び第八号に掲げる事業  
四 前各号に掲げるもののほか、全国連合会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

(準用)  
第五十五條の九 第十二條の規定は、連合会について準用する。  
第三節 会員  
(資格)  
第五十五條の十 都道府県連合会の会員たる資格を有する者は、その地区内に主たる事務所を有する商工会とする。  
2 全国連合会の会員たる資格を有する者は、都道府県連合会とする。(加入)

第五十五條の十一 都道府県連合会は、会員たる資格を有する者が都道府県連合会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。  
2 都道府県連合会は、全国連合会が成立したときは、すべてその会員となる。全国連合会が成立した後において成立した都道府県連合会についても、同様とする。

(脱退)  
第五十五條の十二 都道府県連合会の会員は、六十日前までに予告し、事業年度の終りに於いて連合会を脱退することができる。  
2 全国連合会の会員は、解散によつて脱退する。  
(準用)  
第五十五條の十三 第十五條から第十八條までの規定は、連合会の会員について準用する。  
2 第十九條第二項及び第二十條の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。  
第四節 設立  
(発起人)  
第五十五條の十四 都道府県連合会を設立するには、その会員にならうとする五以上の商工会が発起人となることを要する。

2 全国連合会を設立するには、その会員にならうとする五以上の都道府県連合会が発起人となることを要する。  
(準用)  
第五十五條の十五 第二十二條から第二十七條までの規定は、連合会の設立について準用する。この場

合において、第二十三條第二項第二号中「第十三條本文に規定する者の二分の一以上」とあるのは「都道府県連合会にあつては第五十五條の十第一項に規定する者の二分の一以上、全国連合会にあつては同條第二項に規定する者の二十五以上」と、同項第三号中「その地区内の商工業の総合的な改善発達」とあるのは「商工会の健全な発達」と読み替へるものとする。  
第五節 管理等  
(定款)  
第五十五條の十六 連合会の定款には、次の事項(全国連合会にあつては、第五十五條の事項を除く)を記載しなければならない。  
一 目的  
二 名称  
三 事業  
四 事務所の所在地  
五 会員の加入及び脱退に関する事項  
六 会員の権利及び義務に関する事項  
七 会費に関する事項  
八 役員に関する事項  
九 総会に関する事項  
十 経理に関する事項  
十一 事業年度  
十二 公告の方法  
(役員)  
第五十五條の十七 連合会に、役員として、会長一人、副会長五人以内、理事二十人以内(全国連合会にあつては、十人以内)及び監事三人以内を置く。  
2 都道府県連合会の役員は、その会員たる商工会の会員(法人にあ

つては、その役員員)でなければならぬ。ただし、理事は、都道府県連合会の運営上特に必要がある場合には、その定数の五分の一以内に限り、その会員たる商工会の役員(法人にあつては、その役員員)であることを要しない。

3 都道府県連合会の設立当時の役員は、その会員にならうとする商工会の役員(法人にあつては、その役員員)でなければならぬ。ただし、理事は、都道府県連合会の運営上特に必要がある場合には、その定数の五分の一以内に限り、その会員にならうとする商工会の役員(法人にあつては、その役員員)であることを要しない。

4 前二項の規定は、全国連合会の役員員について準用する。この場合において、これらの項中「商工会」とあるのは、「都道府県連合会の役員員たる商工会」と読み替へるものとする。

(準用)  
第五十五条の十八 第二十九条の規定は、連合会の規約について準用する。

2 第三十一条から第三十六条まで及び第四十条第一項の規定は、連合会の役員員について準用する。

3 第三十七条から第三十九条まで及び第四十条第二項の規定は、連合会の会長について準用する。

三二条第二項」とあるのは、「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項」と読み替へるものとする。

5 第四十九条、第五十条並びに第五十一条第一項、第二項及び第五項の規定は、連合会の監督について準用する。この場合において、同条第二項中「第二十三条第二項第二号」とあるのは「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項第二号」と、同条第五項中「第一項又は第二項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、第三項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び関係市町村長」とあるのは「都道府県連合会に対し第五十五条の十八第五項において準用する第五十一条第一項又は第二項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び全国連合会」と読み替へるものとする。

6 前章第七節の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。第五十六条中「又は商工会議所」を「若しくは商工会議所」に、「又は技術の改善発達のための事業の実施に要する経費」を「若しくは技術の改善発達のための事業(以下「経営改善普及事業」という。)の実施に要する経費又は経営改善普及事業に關し都道府県連合会が商工会を指導するのに要する経費」に改め、同条に次の一項を加へる。

2 国は、政令で定めるところにより、全国連合会に対し、予算の範囲内において、経営改善普及事業に關し全国連合会が商工会及び都

道府県連合会を指導するのに要する経費の一部を補助することができ

第六十二条中「第二十三条第一項の下に(第五十五条の十五において準用する場合を含む)」を加へる。

第六十三条中「第五十条第一項及び「同項」の下に(第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む)」を、「商工会」の下に「又は連合会」を加へる。

第六十五条中「商工会」の下に「又は連合会」を加へ、同条第一号中「第九条第一項」の下に「第五十五条の七において準用する場合を含む」を加へ、同条第二号中「第三十七条及び「第三十八條」の下に「第五十五条の十八第三項において準用する第十九条後段」を、「第三十九条後段(第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む)」又は第五十五条の十一第一項」に改め、同条第三号中「第二十二條第六項」及び「第二十七條」の下に「第五十五条の十五において準用する場合を含む」を、「第四十七條」の下に「(第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む)」を、「第五十五条」の下に「(第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む)」を、「第五十四條第二項」の下に「(第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む)」を加へ、同条第五号中「第十四條第二項」の下に「(第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む)」を、「第五十二條第二項」の下に「(第五十五条の十八第六項に

おいて準用する場合を含む)」を加へ、同条第六号中「第四十九條第二項」及び「同項」の下に「(第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む)」を加へ、同条第七号中「第五十五条」の下に「(第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む)」を加へる。

第六十六条中「第五條第二項」の下に「又は第五十五条の五第二項」を加へる。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この法律の施行の際現に商工会連合会という名称を用いてゐる者は、この法律の施行後一年以内に、その名称を変更しなければならぬ。

2 改正後の商工会の組織等に関する法律(以下「新法」という)第五十五条の五第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(社団法人の都道府県商工会連合会への転移)  
第三条 この法律の施行の際現に存する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された社団法人であつて、新法第五十五条の二に規定する目的を有し、新法第五十五条の八第一項各号に掲げる事業を主たる事業として行なつており、かつ、新法第五十五条の十第一項に規定する

者を主たる構成員としてゐるもの(以下「社団法人」という)は、この法律の施行の日から起算して一年以内に、總會の決議により、その總資産をもつて、新法の規定に従ひ、都道府県商工会連合会を設立することができる。

2 民法第六十九條本文の規定は、前項の決議について準用する。

3 第一項の規定により設立された都道府県商工会連合会は、当該社団法人の権利義務(当該社団法人がその行なうる事業に關し行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

4 第一項の規定により都道府県商工会連合会を設立する場合には、当該社団法人は、当該都道府県商工会連合会の成立の時に解散する。この場合においては、他の法令中社団法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

5 前項の規定により社団法人が解散した場合におけるその解散の登記については、政令で定める。

(登録税法の一部改正)  
第四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「商工会」の下に「商工会連合会」を加へる。

(所得税法の一部改正)  
第五条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第八号中「商工会」の下に「及び商工会連合会」を加へる。

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項第一号中「商工会」の下に「及び商工会連合会」を加える。

(地方税法の一部改正)  
第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「商工会」の下に「及び商工会連合会」を加える。

(商工会議所法の一部改正)  
第八条 商工会議所法(昭和二十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六十六条中第二項を削り、第三項を第二項とする。  
(商工会議所法の一部改正に伴う経過措置)  
第九条 この法律の施行の際現に改正前の商工会議所法第六十六条第二項の規定により日本商工会議所の会員である商工会議所に準ずる団体の日本商工会議所の会員たる資格については、なお従前の例による。

理由

商工会の組織等に関する法律施行後の状況にかんがみ、商工会の健全な発達を図るための組織として商工会連合会を設け、その事業、会員、設立手続、管理等について定めるとともに、商工会の行なう経営改善普及事業に關し商工会連合会の事業活動を促進するための措置を講ずる等

の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産炭地域振興臨時措置法案  
産炭地域振興臨時措置法  
(目的)

第一条 この法律は、産炭地域における鉱工業の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ることを目的とする。

(産炭地域の範囲)  
第二条 この法律において「産炭地域」とは、石炭鉱業の不況による疲弊の著しい石炭産出地域及びこれに隣接する地域のうち当該石炭産出地域における鉱工業の振興と密接な関連を有する地域であつて、政令で定めるものをいう。

2 通商産業大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、産炭地域振興審議会の意見をきかなければならない。  
(産炭地域振興基本計画)  
第三条 通商産業大臣は、産炭地域振興審議会の意見をきいて、産炭地域について産炭地域振興基本計画(以下「基本計画」という)を定めなければならない。

2 基本計画には、産炭地域における鉱工業の振興に関する基本方針、産炭地域振興実施計画に関する地域の区分その他産炭地域振興実施計画の基本となるべき事項について定めるものとする。

3 通商産業大臣は、基本計画を定めようとするときは、関係行政機関の長と協議しなければならない。  
4 通商産業大臣は、基本計画を定

めたときは、遅滞なく、その要旨を告示しなければならない。  
(産炭地域振興実施計画)  
第四条 通商産業大臣は、産炭地域振興審議会の意見をきいて、基本計画に定める地域の区分ごとに、基本計画の実施を図るため必要な産炭地域振興実施計画(以下「実施計画」という)を定めなければならない。

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。  
一 当該地域における鉱工業の振興に関する基本方針  
二 当該地域における振興すべき鉱工業に関する事項  
三 当該地域における石炭の需要の拡大に関する事項  
四 当該地域における鉱工業の振興による雇用の拡大に関する事項

五 その他当該地域における鉱工業の振興に関する重要事項  
3 実施計画は、この法律の施行後二年以内に定めるものとする。  
4 前条第三項及び第四項の規定は、実施計画について準用する。  
(調査)  
第五条 通商産業大臣は、あらかじめ調査をする地域、調査の方法その他調査に関する重要事項について、産炭地域振興審議会の意見をきいて、基本計画及び実施計画を定めるため必要な事項についての調査を行なうものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)  
第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)第六条の規定

により、地方公共団体が、産炭地域のうち政令で定める地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に對する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税を政令で定める場合に、これらの措置が政令で定められるときは、相当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る)について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が地方交付税法の規定による当該各年度分の普通交付税の額が決定された後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。  
(施設の整備等)

第七條 國及び地方公共団体は、実施計画の円滑な実施を図るために必要な工場用地、道路、港湾施設、工業用水道その他の産業関連施設及び職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとする。

第八條 國の行政機關の長又は道府県知事は、産炭地域内の土地を前条に規定する施設の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域内の鉱工業の振興が促進されるよう配慮するものとする。

第九條 地方公共団体が実施計画の円滑な実施を図るために行なう事業の実施に要する経費に充てるため起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第十條 政府は、実施計画の円滑な実施を図るため、実施計画に基づいて鉱工業を営む者に対し、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)  
2 この法律は、この法律の施行後五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、この法律の失効前に地方公共団体が第六条の規定により不動産取得税又は固定資産税

により、地方公共団体が、産炭地域のうち政令で定める地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に對する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税を政令で定める場合に、これらの措置が政令で定められるときは、相当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る)について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が地方交付税法の規定による当該各年度分の普通交付税の額が決定された後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。  
(施設の整備等)

について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。(租税特別措置法の一部改正)

3 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「低開発地域」を「低開発地域等」に改め、同条第一項中「指定された地区内」の下に「又は産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第...号)第二条第一項に規定する産炭地域のうち政令で定める地区内」を加える。

第四十五条の見出し中「低開発地域」を「低開発地域等」に改め、同条第一項中「指定された地区内」の下に「又は産炭地域振興臨時措置法第二条第一項に規定する産炭地域のうち政令で定める地区内」を加える。

理由

石炭鉱業の不況の現状にかんがみ、産炭地域における鉱工業の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図るため、産炭地域の振興に関する基本計画及び実施計画を定め、その実施を円滑にするための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中川委員長 まず両案に対する趣旨の説明を聴取することにいたします。通商産業大臣権名悦三郎君。

○椎名国務大臣 たいま上程になりました商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案について提案理由を御説明いたします。

中小企業問題につきましては、かねてから諸般の施策を講じて参つたところでございますが、従来各種の施策に均霑するところの薄かった小規模事業者に対して特に施策の手を差し伸べるために、主として郡部の町村単位に、その地域の商工業の総合的な改善発達をはかるための組織として商工会を設立し、この商工会とすでに都市部にできている商工会議所との行なう小規模事業者のための事業活動に対し、助成措置を講ずることができるよう、商工会の組織等に関する法律が第三十四回国会において成立し、約四億円の国庫補助額を計上し、昨年六月十日に施行されましたこれはすでに御承知の通りであります。

この法律の施行後本年二月末までにすでに全国で千六百五十四の商工会が設立され、昭和三十六年度中には、その数は、約二千三百に達する予定であります。この商工会は、比較的単位の小さく、その組織もいまだ強固なものとは言えず、期待されている事業の円滑なる実施と事業内容の一その充実ははかるために、これらの指導連絡に当たる組織を確立する必要性が痛感されてきたところであります。

右のような必要性から、すでに全国四十三の都道府県商工会連合会及びその上部組織としての全国商工会連合会が任意団体または社団法人の形で誕生しておりますので、これを法制化し、その組織及び運営について定めるとともに、これが事業活動についての助成

措置を講ずる必要があるわけでありまして、すでに昨年四月、現行法が衆議院において可決されました際、附帯決議として、商工会の連合会組織の法制化をすみやかに実現するよう要請されていたところであります。

このような事情から今回改正法律案を提案することとした次第であります。その内容の概要について以下御説明申し上げます。

この法律案の骨子は、都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会の組織について定めるとともに、これらの連合会の行なう指導事業の一部について国の助成措置を規定するものであります。

第一に、都道府県商工会連合会は、都道府県ごとに一個とし、その会員たる資格を有する者は、当該都道府県の地区内に主たる事務所を有する商工会としております。また、全国商工会連合会は、全国を通じて一個とし、その会員たる資格を有する者は、都道府県商工会連合会としております。

第二に、商工会連合会の事業については、商工会の組織または事業についての指導連絡、商工業に関する情報または資料の収集及び提供、商工業に関する調査研究、展示会等の開催またはそのあつせん、技能または技術の普及または検定、関係経済団体との提携または連絡、意見の具申または建議、その他商工会の健全な発達をはかるために必要な事業を行なうこととなっております。

第三に、商工会の都道府県商工会連合会への加入脱退は任意であります。が、都道府県商工会連合会は全国商工会連合会へ当然加入することとなっております。

第四に、都道府県商工会連合会は、地区内の商工会の二分の一以上が加入し、全国商工会連合会は二十五以上の都道府県商工会連合会が加入するものであれば、通商産業大臣の認可を受けて設立することができると定められており、その管理、運営等についても所要の規定が置かれております。また、連合会の公共的性格にかんがみまして通商産業大臣の所要の監督規定も設けられております。

第五に、商工会連合会の商工会に対する指導に要する経費の一部については、この国の助成を行なうための予算措置といたしましては、三十六年度において約二千三百万円を計上いたしたる次第であります。また、このほかにも、商工会または商工会議所に対する補助として、七億六千五百万円が計上され、その他を含めて総額八億二千五百万円の予算をもちまして小規模事業者のための対策の拡充強化を有してゐる次第であります。

以上本法律案の提案理由及びその内容の概略を申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

次に産炭地域振興臨時措置法案につきまして、その提案理由及び法律案の要旨について御説明申し上げます。

産炭地域の経済は、御承知の通り全面的に石炭鉱業に依存しているところが多く、石炭鉱業の盛衰がその地方の経済に及ぼす影響はきわめて著しいものがあるものであります。一般産業界の好況にもかかわらず、石炭鉱業の構造的な不況は、これらの地方の経済に大き

な打撃を与えていたのであります。炭鉱失業者は雇用機会のないまま産炭地域に滞留し、鉱害その他の産炭地域特有の事情と相俟って社会不安の原因となり、産炭地域ははなはだしい疲弊にあえいでいるのであります。

このような状況を反映して、地方財政もまたますます逼迫の度を高めつつあるのも、次第に産炭地域の合理化そのものも、次第に困難となつてきているのであります。

これらの複雑かつ困難な諸問題の解決のため、政府は従来とも離職者対策その他の施策を推進してきたのであります。御承知のように、炭鉱失業者はやもすると集中的かつ大量に発生するおそれがあるのみならず、その地域全体が失業するという事態の発生する危険が少なくないのであります。さらには失業者の過去の生活環境、年齢構成、技能程度から見て、これを労働力に対する需要の大きな地方へ移動せしめることという対策には、重大な限界があることを認めざるを得ないのであります。そのためには、どうしても現地において雇用の機会を創造し、増加させていくという施策が必要になるのであります。

また石炭は、産炭地域においては、今日でもなお競争エネルギーに対し経済的優位を保っているものであります。今後、石炭政策という見地から石炭需要を産炭地域において極力確保するため、産炭地発電の推進、その他対策を進めていく必要があるものと考えるのであります。

このためには、単一経済地帯である現在の産炭地域に新しい産業を導入し、育成し、多角的な産業地帯を作り

出していくという方向が選ばれなければならぬのでありまして、これはひとりわが國に特有の事情ではなく、西歐諸國においても産炭地域の振興には、特に力をいたしているものであります。

この法律案は、このような考え方のもとに産炭地域を振興するための基本的方向と具体的計画を定め、國の施策を統一かつ集中的に進めていくことを企図しているものでありまして、これがこの法律案の内容の第一の点であります。このため、通商産業大臣は、産炭地域振興基本計画と同実施計画を定めることといたしておりますが、この基本計画には國民經濟的観点または実施計画相互の関連等の観点から実施計画策定の基本となる事項について、また実施計画には各地域の特殊性をも十分考慮に入れた具体的事項について計画を定めることといたしております。

なおこれらの計画の策定にあたっては、産炭地域振興審議会の意見を聞くとともに、関係行政機関と十分協議をする建前をとっており、また実施計画は、その緊急性にかんがみ、法律の施行後二年以内に定めることといたしました。

内容の第二点は、通商産業大臣は、これらの計画を策定するために必要な調査を行なうこととしたこととありますが、本年度の調査のため三千万円の調査費が予算に計上されております。この種の計画を定めるためには、事前に十分調査をし、真に実効性のあるものとする必要があるもので、調査地域、調査方法等についても審議会の意見を聞くことといたしたのであります。

第三点は、國の助成措置に関する規定であります。産炭地域振興のための具体的な事業及びその推進の方法については、今後の調査と、これに基づく計画により決められるわけでありまして、この法律案におきましては、地方税の減免に伴う措置、減価償却の特例その他一般的な措置として当面必要と考えられるものにつきまして規定いたしました。

なおこの法律は、産炭地域振興の緊急性にかんがみ、有効期間を五年とする臨時措置法とすることといたしました。以上簡単にございましたが、この法律案の提案理由及びその要旨について御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

○中川委員長 以上で両案に対する趣旨の説明は終わりましたが、両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○中川委員長 次に、公益事業に関する件について調査を進めます。質疑の通告がございますので、順次これを許可いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 東京電力では去る十五日、通産省に対して電気料金の改定の申請、すなわち値上げの申請をいたしました。通産省もこれを受理されたようでありまして、そこで、東京電力の電力料金の改定の申請内容及びその理由につきまして、簡単によろしいですから御説明願いたいと思っております。

○大堀政府委員 ただいま田中先生から御指摘がございましたように、東京電力から料金改定申請が、去る十五日、土曜日に提出されました。内容につきましては、事務的に昨日からヒヤリングに入りまして、検討を始めております。詳細につきましては、実は私もまだ伺っておりませんが、値上率は全体で一五・三六〇、うち電灯が四・三三〇、電力が二二・八七〇というのとに相なっております。

申請の理由につきましては、急速な電源開発に伴って資本費が増高し、現在の電気料金をもって収支相償うことができないというところが主たる理由に相なっております。詳細な点につきましては、私も検討を始めたばかりでありまして、私自身もまだ承知していません。

○田中(武)委員 今の局長の御答弁によりまして、値上げ申請の理由は、要するところ設備投資のための料金値上げである、こういうことであります。○大堀政府委員 設備投資をいたしました結果、新しい設備についての金利、償却等資本費が非常にかさんでおりますが、旧来の古い設備では、新しい計算をもとにした旧料金では、新しい設備の金利、償却をまかなうことができない、こういう理由でございまして、九州電力のときにもそれが値上げ要因の大きな理由になっておたのでございまして、それとはほぼ同様な理由になっております。水火調整金は、東京の場合にございませぬけれども、資本費の増高の点は、大体九州電力の場合と同様な理由になっております。

○田中(武)委員 大臣に伺いますが、今局長の言われたことは、結局は設備投資、あるいは設備投資をしたそれに投資する金利その他、ひつきやうするにやはり設備投資に戻ってくるわけです。この公益事業会社が、そういった社長の設備投資をするために公益料金を上げる。すなわち、将来の需用者のために現在の需用者に負担をかけていく、こういう行き方について、根本的にどういうようにお考えになっておられるでしょうか、大臣にお伺いいたします。

○大堀政府委員 ちょっと言葉が足りませんでしたが、将来の電源開発の資金を料金で徴収するという考え方は、電気事業の原価計算に全然ありません。そういう考え方は一切とっておりません。要するに、過去に建設しましたものが運転に入りまして、場合に、その運転によってあがってくる電気の入収入と、その電気を運転するに要する支出とのバランスを見ているわけです。従来は電気料金は、要するに戦前の古い設備等が入っておりますが、たとえ水力に上げたかと思っております、前回も申し上げたかと思っております。たとえ水力に上げたかと思っております。たとえ水力に上げたかと思っております。たとえ水力に上げたかと思っております。

○田中(武)委員 結局は同じことじゃないですか、金に区別はないわけですから、会社が設備投資をするというときは、常に行なっていると思っております。それはやはり将来のために設備投資を行なっているわけですから、それを一応借入金とかあるいは増資によってやる。その金利とかあるいはそれに對する償却その他のために料金を上げていく、こういうのでしよう。それならば、結局会社の設備投資のための資金を需用者、消費者に転嫁する、そういうことになりませんか。

○大堀政府委員 将来の建設はやはり

○田中(武)委員 要は設備投資でし



ど微妙な点があるのでありまして、当分の間——一体これは当分の間というのがまだ統一しておられるわけです。今後半年も一年もそれは続くかどうかといったようなことでございしますが、これは一つの判断、事柄にもよるのであります。閣議了解の根本の趣旨にさかのぼって、当分の間、こうきめた、その当分とは一体諸種の情勢から見て、どういうふうな判断するかといったようなことは、これはそれぞれの所管の大臣の意見によつてございまして、この点の意見を十分考慮いたしまして、この問題についての措置を講じて参りたいと考えております。

○田中(武)委員 閣議の了承事項は、当分の間公共料金の値上げは許さないのだ、こういうことではなかったのですか。そうするならば、その当分というのは年をもって考えることもあるだろうし、月をもって考える場合もあるだろうと思ふのです。しかし少なくともあの閣議了承ができたのは一月余り前だと思ふのです。それを今日あなたが言われるように、もちろん法律の上では申請もできれば、申請したならば検討もしなければいけないという事になっておる。しかし閣議の了承事項がそういう方針である限り、当分こういうことであるので、これは取り下げなさい、こういう話し合いを電力会社との間にやるべきであらうと考えておられますが、いかがでありますか。

○田中(武)委員 閣議了承は、とにかくにも公共料金は当分の間値上げは許さないのだ、これが閣議了承の線です。そういう閣議決定はなにも同じことなんです。あの閣議了承をやったのは、なんでもかにも上げないのだ、こういうことであつたと思ふ。従つてその当分の間をどう解釈するか、これは情勢判断の問題であらうと思ふ。まだまだまづ一カ月やそこらで、その当分の間ということが、情勢が変つたとは私は考えられない。それから当然検討以前にこういう方針であるからしばらく待て、この申請はそれまで保留せよ、こう言うべきが閣議了承の線に沿つたところの行政措置だと思ふ。大臣、重ねていかがでございますか。

○田中(武)委員 受理することもやめよ、こういうのではなかったのです。公共料金を上げないということは最後の決定の問題でございます。私はあの当時すでに新聞社等にも話したのであります。法規の内容まで曲げるものではないから、申請があれば受理せざるを得ない、こういうことをあの当時も話したのでございます。受理しないという点までは閣議で了解をしないなかつたわけでございます。

○田中(武)委員 結論的に当分の間上げない、これが閣議の了承の線である、こういうふうにおっしゃるわけです。申請があれば受理する、これは法律にまづまづあるからしなければならぬ。しかしそのときに、こういうこと申し合わせもあり、了承事項もあるのだから、しばらく待てというのを言うのが、あの閣議了承の線に沿うべき行政措置だと思ふ。それから検討の結果、こう言っています、一体その

検討は、何日ぐらで検討をやるのですか。そのことと関連して、かりに一月、二月後に上げるとしたら、閣議決定からもう三月以上たつておるすから、情勢は違ひました、こう逃げつのもりじゃないか、こういうようなことも考えられるわけですよ。そういうような点について、当分ということはい体何を意味するのか、及び私は、あくまでそういう閣議決定がなされて、まだ一カ月あまりしかたつていない今日、こういう決定があるのだからしばらく待て、こう言うべきが閣議了承の線に沿つたところの通産省としての行政的な態度だと思ふのです。

さらに十五日の日に、社会党は党内において電力料金の値上げ反対の申し入れをいたしております。その回答も含めてここではつきりと、閣議了承の線に沿つて一体当分の間ということ、もちろん情勢判断であらうが、あつたときに一体どの程度という当分の間ということについての話が出たのか。それと関連し、現在申請せられておるところの電力料金の値上げの申請、これを話し合いをして取り下げるよう勧告することについて、もう一度考えてもらう、こういうふうな点について重ねてお伺いいたします。

○田中(武)委員 閣議了解のときに長さだというふうな話は出ませんでした。これを放置しておく、収拾がつかぬような状況になるおそれがある、したがって、それに対処するために当分の間公共料金の値上げは認めないという事にしたわけでございます。その

効果というものはどういふふうな現われるか。ただいまにおいてどうなるか、今後においてどうなるか、これは複雑な問題についての判断の問題だと思ふのであります。それから話し合いをして取り下げさせる意思があるかどうかということではございませんが、ただいまのところはそこまでは考えておりません。

○田中(武)委員 西村委員があとでやられるのであります。私はこれで終りたいと思ひますが、少なくとも物事をきめる場合に、当分の間という抽象的な言葉を使う限り、その当分というものが一体どの程度かということ、お互いに了解があつたはずだと考えるのです。それがなしに、ただ当分の間、こういうことはなかつたと思ふのです。しかもそれが値上げムードの続く限りという意味における当分の間とするならば、現在、いまだ値上げムードは下火になつたところか、ますます上りつゝあるのです。そうするとその当分の間ということ、むしろ閣議決定をせられたときより強い意味を持つて今日現われてきておると思ふのです。そういう点から、それでは通産大臣として、その当分の間をどのように解釈しておるか、少なくともそのときにはどう解釈しておられたか、現在ではどう解釈しておられたか、これをお伺いいたします。

○田中(武)委員 ムードとしては、多少横ばいといえますが、鎮静されておると申しますか、そのあつたときに予想されたような勢いで値上げムードが高まつているとは私は考えておりません。

○西村(力)委員 関連してですが、少し長くなるかもしれませんが、閣議で当分の間公共料金の引き上げは行なわれない、かような決定をいたしましたときに、まづ、政府が言うことは大へんけんこうな事だ、今の値上げからくる脅威から政府は守つてくれるのだ、こういうすなおな考え方をした者が、それからどう決定をなしても実効は全然ないのだ、こういうふうな観測を持った者があつた。私自身はそうであるし、また一般専門的なあるいは報道関係なんかにおいては、この実効は疑問、こういうことをはつきり言つておるのは御承知の通りなんです。閣議決定をするまでの主たる役割を果たした通産大臣は、こういう二つの国民の受け取り方に対してどちらをとられるか。まづめなすなおな国民は、これで助かるのだと思つておるのです。ところが、うと筋に近い連中はこれは実効はないのだ、こういう工合に考えておる。一体通産大臣はどちらをとられるか、これをまづお伺いしたい。

○田中(武)委員 一般の物価が鎮静することは非常に望ましい問題でございます。しかしものによつては、どうも押えておくことが無理な場合もございまして、そういうものは最小限度において認めざるを得ない、これはだれが考えても事柄の性質がそういうものであると思ふのであります。ただ値上げの情勢に便乗するといふようなこととでは、これはあくまで警戒しなさい、これはあくまで警戒しなさい、ばならぬ、こういうので、あの閣議の了解というものが成立したわけでございます。だんだんこの空気が鎮静いたし

ますれば、必要なものはやはり上げざるを得ない、もし上げないということになると、今度またいろいろな問題が生じて参るのでありますから、そういうような問題を冷静に直視いたしまして、そしてこれに対して適当な措置を講じて参らなければならぬ。どっちがどうというのじゃございませぬ。あくまでも中正な判断をして、そして値上げムードに便乗するというような空気を一方においては生じさせないようにして参る、そこらが非常にむずかしいことだろうと思つてあります。

○西村(力)委員 むずかしいと言つたつて、お前さんの答弁の方がむずかしくてわかりはせぬ。それは物価値上げを抑制するということは大へんむずかしいことだ。しかし現状の物価値上げのムードというものは押えなければならぬという立場から閣議決定をなさつたらう、こう思つては、です。ですから今のような答弁で、何が何やらわからないようなことではおかしいのではないかですか。現在の重点的な問題として、きちつと割り切つた方向をとつていかなければならぬだろうと思つては、です。そうでなければ、いやしくも日本の方向を指示する閣議のそういう重要決定が、その重要さを失つてくるのではなからうかと思つては、です。今の御答弁ですと、そういう決定はしたものの、事情によつてそのときそのときによつて考えられるのだ、こういうことにわれわれは解釈している。これを決定的に公共料金を押えることによつて物価値上げを押える、こういう強い意思はないのだ、事情によるのだ、こういうのがあの決定だ、こういう工合に了解してよろしゅうございませぬか。

○椎名国務大臣 公共料金の値上げを当分の間認めないということによつて、値上げムードというものを鎮静させる、こういう考え方にあくまで立つておるのでございます。でありますから、あれは決して見せかけの閣議了解ではない。私はあの当時もそう思つておりましたし、たゞいまでもそう思つております。

○西村(力)委員 それでは見せかけでない閣議決定の実証を示してもらいましょう。この東京電力の値上げというものを押えるということによつて、それが見せかけでないということが証明される。それを証明してもらおう。いかがですか。

○椎名国務大臣 あの了解が成立して以来今日まで、通産省の所管においては公共料金の値上げを認めておりません。

○西村(力)委員 今の答弁ですと、今日まではあの閣議決定の線に沿つて公共料金の値上げを認めていない。しかし東京電力の値上げの申請が行なわれた今日以後の段階においては、閣議決定という、ああいうものは当分きりだ、きょうまでで当分きりだ、こういう工合の答弁と思つては、どうですか。

○椎名国務大臣 今後においてもあくまで、できるだけあの趣旨を尊重して参るつもりでおります。

○板川委員 関連して、大臣、ちよつとお伺いするのですが、閣議の決定は、便乗値上げをさせないための措置として閣議で決定したのだ、こう大臣はおっしゃるのですが、そうじゃなく、この閣議で決定したのは、公共料金を、たとへば国鉄のごとく、ある

いは郵便料金のごとく、そういう公共料金を政府が率先して承認するような態度をとると、便乗値上げが相次いでくるから、政府はその公共料金なりを押えていくんだ、こういう趣旨で閣議決定がされたんじゃないですか。そうしますとこの閣議決定のときのあの時点というのが問題なんです、あのときはすでに九州電力は許可したんですね。そうして当時公共料金の値上げ申請が巷間伝えられておつたのは、東京電力あるいは私鉄運賃、バス料金というものであつて、すでにその公共料金の中に東京電力の値上げというのは、私は閣議決定のときに頭にあつたと思つては、です。だから当然公共料金当分値上げせずというのは、東電も私鉄運賃も、バス料金も、都電、そういう料金もとにかく政府はあらゆる政策をとつて押えていく、それによつて物価の値上げのムードというものを鎮静させていく、こういう趣旨であつたと思つては、です。東電の値上げというのはあつたときに考えられないで、突然出したのじゃない、こう思つては、です。閣議でそういう決意を示した以上は、やはり国民が納得する期間は、そういう国民に公約した閣議決定の線を守つてもらいたい、こう思つては、です。大臣の気持はいかがですか。

○椎名国務大臣 閣議の趣旨はあくまで守つていくつもりでございます。ただ実際の問題に当面した場合には、いろいろあの閣議の線に沿つて考えてみましても、いろいろな結論が出てくるから、趣旨はどこまでも尊重して、あの趣旨に沿つて行政の措置をして参るつもりであります。

○板川委員 じゃこういうふうに解釈

してよろしいのでしようか。大臣は、田中委員の質問に、閣議決定は値上げを許可するかしんかの決定の問題であるから、たとへば法律の手續によつて許可申請が出されても、それはその許可申請を出しちやいかぬと言ふことはできないが、しかし決定するにあつたつては、料金値上げを決定するかどうか。

(委員長退席、中村(幸)委員長代理着席)

その決定にあつたつては閣議決定の線をもつて押さえていく、従つて当分は申請が出されても値上げはしない、こういうふうな了解してよろしゅうございませぬか。

○椎名国務大臣 当分の間公共料金の値上げは許可しない、そういう趣旨はあくまで尊重してまいります。

○板川委員 どうも大臣の答弁があやふやなものですから、念を押したいのですが、結論として当分の間許可しない、こういうお約束をしたものと思つてよろしいですか。

結論として、申請は出されるかも知れませぬ。出されているでしよう。やがて私鉄運賃もバス料金も、都電の料金改訂も出されると思つては、です。この東電が申請することによつて、やはり今度は公共料金の値上げが促進されてくると思つては、です。しかしそういう申請が法律の手續によつて出されても許可しない、こういうふうな決意を大臣が表明したものと了解してよろしいですか。

○椎名国務大臣 なぜ一体あの閣議了解ができたかという根本の趣旨にかなり沿つて行政の措置をいたして参る、

こういうのが本旨であつて、ただ書かれてある言葉だけをそのまま表面上字句の解釈をして、どうするといつたようなことは通當でないと思つては、です。なぜあんな閣議了解ができて上がつたかという趣旨にさかのぼつて考えて参りたい、こう考えております。

○板川委員 じゃ、なぜあんな閣議決定を、どういう趣旨でしたか。田中委員が言うように、ただそういう閣議決定をしたといつて説明することによつて押えられるならば、さうだつて、押えられなければやむを得ない、こういうふうな気持ちでセスチュアとしてやつたのですか。ほんとうに国民の生活を守るという気持ちから、値上げのムードの中から国民生活を守らうとする政府の決意を表明したので、政府の閣議決定の趣旨はどつちですか。

○椎名国務大臣 当然国民生活を守るという趣旨でございます。まあ政府が率先して公共料金の値上げを認めないと言ふことによつて、あの当時醸成されたような値上げムードを一応押える、こういう建前のもとにあの閣議了解がなされた、こう考えております。

○田中(武)委員 私は先ほど大臣に質問をして大臣の答弁によつて、一応この閣議決定の趣旨は、ああいう閣議の了承を得ての決定です。しかし申請を出すことは自由である。だから申請を出せば旧公益事業令でこれを受理しなければいけないから受理したのだ。受理すれば検討するのだ。しかし認可、許可にあつたつては閣議了承事項は生きているのだ。その上に立つて判断をするのだ。そういうふうには了解したわけなんです。そうじゃなかつたのですか。

○椎名國務大臣 お話しの通りであります。

○田中(武)委員 私の言った通りなんでしょう。申請は勝手だからした。申請がきたから受け付けたのだ。しかしこれの認可にあたっては閣議了解事項は生きているのだ。その観点に立って検討するのだ。そうでしょ。それならば、私が自分の間やらないんだから取り下げなさいと勧告しないかと言ったら、勧告までせぬけれど、認可にあたってはそのときの了承事項、この上に立って検討する、こういうことでしょう。

○椎名國務大臣 その通りです。

○西村(力)委員 公益事業局長にお尋ねしますが、先ほど田中委員の質問に對する東京電力の値上げ申請は、現在の経理上の赤字を埋めるものであつて、今後の設備投資に向けるものではない。こういう東京電力の立場を代弁するが、さういふ答弁がございましたが、代弁する云々とはかくとしまして、あの申請をさうに受け取っておられましたが、よろしゅうございませうか。

○大堀政府委員 そういふふうに申し上げましたが、正確に申し上げますと、つまり原価計算期間中に運転しているものの収入、支出から原価計算をいたしております。

○西村(力)委員 次にお尋ねしますのは、これは旧公益事業令によって受理はしなければならぬ。受理をして審査をしなければならぬ。審査して一定の基準に合つておればこれを許可しなければならぬ、これは法律の示すところである、こう思うのですが、いかがですか。

○大堀政府委員 御指摘の通り、三十九条の規定は申請がございませうれば、一定の基準に照らして審査をいたしまして、審査した結果、その申請が基準に適合していませうれば認可をしなければならぬ、かように書いてございませう。

○西村(力)委員 それではお尋ねしますが、現在の経理上の赤字を埋めるための必要やむを得ない申請だと私は了解すると、あなたはおっしゃつておられる。そういう立場の申請であるとするならば、すでに認可されるもの、こうきまつているという場合に、ただいまの答弁をお聞きしました。どうでしょう。

○大堀政府委員 値上げの理由が資本費の高騰によるものである。その事情につきましてもは相当理由があると考へえられますが、申請書の内容につきましてもは、需給の關係あるいは料金の原価の計算の仕方あるいは料率の開き方、供給規程のあり方等につきましても、われわれが考へております線と適合しておるかどうかということとは相当詳細な審査をいたしませんと、結論は出せないと思ひます。

○西村(力)委員 ただいまの答弁は値上げ率の問題ですか。値上げそのものを全面的に否定することもあり得るといふのか。値上げ率をいろいろ算定をしてみても、そうしてこの率が妥当でないとか何とかという修正の道はありますか。こういうことですか。私は先ほどの答弁を聞いておりますと、これは現在の赤字を埋める必要やむを得ない最小限度だと、こういう立場で了解して、あなたは監督官庁の立場から言つておられるのだから認可しなければならぬといふことがはつきり前提としてきまつておられる。ただいまの答弁によつて修正される可能性もあるのだ、こういう答弁に聞いておられる。どうですか。

○大堀政府委員 やはり計算をしてみませんと、私も事務当局として責任ある結論は申し上げられないわけでありませう。先ほど申し上げましたのは、開発の金を先取りするんじゃないかという御質問でございまして、私はそれに對して、そういう料金の計算はいたしませんといふことを御説明申し上げたわけにございませう。

○西村(力)委員 どうも私はこういう關係にあまり知識がありませんから、はつきりしませんが、今後の開発の投資として先取りするのじゃないのだ。それはそれでいいとして、現在の赤字を解消するには最低これだけ上げなければならぬのだという申請である、この断定するのであれば、やはり値上げを認めなければならぬ。それにも条件は備わつておられるのだ。そのこまかいところについて、いろいろ疑点はあるのだらう、こういう場合に考え方は發展するんじゃないかと思つておられるのですか。それとも現在赤字がある、それを埋める料金値上げでさへも、全面的に否定する可能性がある。こういうことをおっしゃるのですか。

○大堀政府委員 一般的に言ひまして電源開発が進みますと資本費が高騰する。これは企画庁のエネルギー部会の長期見通しの中に書いてございませうが、そういう傾向にあるとはいはれませんが、そういう電力がかなり苦しくなつておられることも事実でございませう。

○西村(力)委員 一般的にはコストが上がつたために赤字を解消するたためには、やはり料金の値上げはやむを得ないのだ。この際はなお検討するのだ、こういう御答弁にお聞きしてはいるのですが、そうしますと、やはり申請を許可される可能性というものは相当強いと言わざるを得ない。十五日に申請が出てきよは十八日ですから、三日しかたないのに、すでにその申請はコストが引き上がった赤字解消の必要上出たのだといふことを、この委員会の席上であなたが断言するのである。やはり値上げは許可される可能性は十分にあると、私もはあなただの腹の中を見ざるを得ない、こう思ふのです。それで認可を、こまかい検討をして取り消す場合もあるとおっしゃるが、今までこういう類似の申請が出た場合、許可をしなかつた例がございませうか。

○大堀政府委員 今までそういう例はないようございませう。

○西村(力)委員 そうしますと、ますますわれわれの台所は危急に瀕することになるわけですか。ところで今度の値上げ率というのは、消費者の生計費にどれだけの影響があるか。九州電力の十八・何%の値上げが○・二%の消費者物価指数に對する影響だ、こういうことを経済企画庁が算定しておられますが、こういう電力が十八・何%上がつて消費者物価指数に○・二%しか影響しないというウエートの置き方自体に、私たちは相当問題を考へておりますが、今度の値上げがもし認可されれば、消費者に對する影響はどういう場合にはね返つてくるか、この見当は企画庁でなければ数字的にははつきりわからぬけれども、これは大臣も、局長、どちらでもよろしいです、御答弁願ひたい。

○大堀政府委員 私が先ほど申し上げたように、土曜日に申請を受け取つたばかりでございませう、私自身もまだ内容をよく存じませうので、影響の点もまだ検討いたしておりませう。

○西村(力)委員 内容がわからなくて、なぜ先ほどの答弁が出るのですか、おかしいですよ。いかげんな答弁では困りますよ。必要によつては内容がわかる、必要によつてはこれはやむを得ない申請である、こういうような答弁は私たちとして好ましくない。ところで消費者団体連絡会という組織がございませうが、そこで生計費の上昇の調査をしてみましたところが、月収一万五千円ないし二万五千円の消費水準の家庭において、一番膨脹したものは何であるかという、光熱費が一番よけいに現われている。その面の消費が増加している、こういうことになつておられます。四万円、五万円程度の月収の人ですと雑費がよけいになつておられます。これは生活環境の整備、電化とかそういう方面にいきますので、雑費がよけいになつてくるのだらうと思ひますが、一万五千円ないし二万五千円の中流以下の中流以下の生活層が光熱費の影響をぐんと受けておられる。です

○大堀政府委員 今までの例は、私どもいろいろ需給關係その他さつきよつて修正される可能性もあるのだ、こういう答弁に聞いておられる。どうですか。

○西村(力)委員 一般にはコストが上がつたために赤字を解消するたためには、やはり料金の値上げはやむを得ないのだ。この際はなお検討するのだ、こういう御答弁にお聞きしてはいるのですが、そうしますと、やはり申請を許可される可能性というものは相当強いと言わざるを得ない。十五日に申請が出てきよは十八日ですから、三日しかたないのに、すでにその申請はコストが引き上がった赤字解消の必要上出たのだといふことを、この委員会の席上であなたが断言するのである。やはり値上げは許可される可能性は十分にあると、私もはあなただの腹の中を見ざるを得ない、こう思ふのです。それで認可を、こまかい検討をして取り消す場合もあるとおっしゃるが、今までこういう類似の申請が出た場合、許可をしなかつた例がございませうか。

○大堀政府委員 今までの例は、私どもいろいろ需給關係その他さつきよつて修正される可能性もあるのだ、こういう答弁に聞いておられる。どうですか。



定義についてであります。国民を守るといふことが公益だと思ふので、国民の名に隠れて公益独占の私企業を守つてやるということ、このようにこれを定義されておるのか、この点を一つ明らかにしていただきたい。

○大堀政府委員 御指摘のように現在の電気事業は株式会社で、私企業でございます。電気の供給については、国民生活及び産業経済に対する影響がきわめて広いわけでございます。その意味で公益事業として法令によって、あらゆる面から監督を受けておるわけでございます。しかし現在の電気事業は、企業の基礎は私企業の形態をとつておるわけでございます。

○伊藤(卯)委員 そうすると、私がさつきから申し上げておるように、国民の負担によって膨大な資産が作られていく。その資産は公益の名のもとにおいて、国民がそれぞれの料金によってこれを負担し、資産を作つてやる。そして配当は保証されておる。そうすると、一体国民の利益をどこで守つておるのですか。普通の私企業であるならば非常に競争も激しい、非常に危険性もある。ところが公益の名のもとにおいて保護されておるので、独占事業であるから危険は全然ない。その資産を増強することは国民がこれを負担してゐる。たとえばあなたがおっしゃつた、新たな設備費がかかるので、それを負担する意味において料金を上げなければならぬ、これはやむを得ないであらうということになってくると、一体公益の名のもとにおいて国民の利益は守られておりますか。むしろ結論としては、電力会社の私企業を公益の名のもとにおいて利益を守り、資産を増

強させてやつておる、こういう結果になつておるが、国民をどこで守つておるのか、これをはっきり一つおっしゃつてみて下さい。

○大堀政府委員 一般の私企業でございますれば、もちろん販売価格等も自由でございます。そのかわり競争もあろうかと思ひます。電気事業の場合には、最低必要な原価を償うに足る、また適正な報酬を認めた料金で原価計算をいたしまして、その範囲に料金を押えまして産業及び一般国民に供給しようということ、法律で規制しておるわけであり、原価主義と申しておられますが、適正な原価及び適正な報酬の範囲で、つまり配当につきましても保証はいたしておりません。現在一割でございますが、一割の配当というものは、資本を調達する上でやむを得ないものとして認めておりますが、その限度において原価計算をいたしておるわけでございます。

○伊藤(卯)委員 私どもが公益事業、たとえば電気事業の例を見ましても、これが公益事業として国家的に保証されてきておる配当の平均した率と、民間ではなるほど一割二分やつておる場合もある、ゼロの場合もある、その民間の最も優秀な事業の平均した配当率とを私どもが計算してみますと、公益事業というものが一番安全な配当率、何十年の間、続けてきておるといふデータがございますが、これでも国民のための公益事業であると言えますか。このままの形であなたはいかとお思ひになりますか。これは従来の公益事業のやり方ではないか、どこかでこれは規制しなければいけないか、この点をお考えになるかどうか、この点

を私は明らかにしてもらわなければならぬ。あなた方は公益という名において、どこかで法律上管理監督しておるからとおっしゃるかも知れないが、民間の事業で、どんな健全な事業でも、公益事業と名のついた、たとえば電気事業のように、何十年の間八分、一割という配当を、ずっと続けて保証されておる事業が他にありませんか。あつたら私一つどこで伺いたい。私どもの調べによれば、民間の事業では、二割あるいは二割以上の配当のあつたものもありません。しかしゼロの場合もありません。われわれがずっと計算してみますと、民間の一般のこの競争の激しい会社とを計算すると、圧倒的にこれが保証されてきています。私のこれが間違つておるならば、一つ反駁の答弁をしていただきたい。

○大堀政府委員 電気事業も十年前の再編成直後当時は、実は配当もできない状態であつたわけであり、現在は一割といふことでございます。それでもなお株価は額面を大部分が割つております。一般の産業の場合は、利潤についての拘束がございませんから、非常にもうかるときもあるし損するときもある。公益事業でございませぬので、幾ら高く売れても売つてはいかぬといふことで押えております。従ひましてこれは形態をいたしましては、もちろん国営でやる場合もございませぬし、いろいろな形があろうかと思ひますけれども、私企業でやつておる限りにおきましても、私企業でやつておるし、資金の調達もできます程度に、私企業としての基礎をある程度最低限度において認めなければならぬ。

ない、かように考えております。

○伊藤(卯)委員 私が今お尋ねしたこの公益事業の形を今までのやり方よろしいとお考えか、いやこれでは、公益の名のもとにおける私企業は保障、保護されておるが、国民の利益は保護されておらない、従つてどこかで、この新たな段階に立つて、一つ何らかの法的な公益事業らしい規制を加えていかなければならぬといふようなことをお考えなければならぬとお考えになつておるかどうか、この点を伺いたい。

○大堀政府委員 基本的な非常にむずかしい問題でございますので、十分検討したいと思ひます。現在のところは私企業ベースでやつておりますが、しかし公益の立場を考へまして勝手に会社の言いなりに料金を上げるといふことを認めないで、原価の必要限度において料金をできるだけ押えていくという立場をとつて、公共の利益のために運用して参りたいと思つております。

○伊藤(卯)委員 濁水準備金が何百億ありますか、ちよつと指示願ひたい。

○大堀政府委員 今正確な数字が出ておりませんが、大体百億程度あつたかと思ひます。なお今年度あたりは相当濁水でございまして、三十五年度には相当取りくずしになつております。幾らになつても調べまして後ほどお知らせいたします。

あると私は思つておりますが、これは雨が降つたために、そういう一つの天の恩恵によって膨大なそういう準備金が出ておるわけですか。従つてこういうものこそが、私は国民に返すべき性質のものである、従つて料金の値上げとかなんとかいふものは、これらをもつて操作するといふことが公益事業として最もとらなければならぬ大事な点だと私は思ふのです。こういう点について通産大臣どうお考えですか。

○椎名國務大臣 これは濁水のときに取りくずして、その欠陥を補つて、ほかにみだりに流用すべきものではないと思ひます。

○伊藤(卯)委員 雨は年々、この七八年ばかり続けてだんだん少つと降つておつたのより降つて、初めはゼロであつたものが、準備金がふえてきておるのだから、それを何百億になつても、なおかつ財産として持たしておかなければならぬ、それならば公益企業の何はないじゃありませんか。天の恩恵といふものを、それをもなおかつ独占して利益をとつておる、自分らの財産として保管しておく、そして設備費は料金を上げて国民に負担させ、配当は一割を統括して行く、それで一体公益事業といえますか。もう少し公益事業の根本に立つて考えなければ、われわれは公益事業というわけはいかぬ。

そこでこの点は、今時間がないようです。さつきから同僚委員からも申し上げておつたように、今度もしこれを許可されるということになつたらば、これは全体の問題になつてきまふ。あに九電、東電ばかりの問題では

ない、全体の問題になつてくる。そうなれば当然これは生産品にも影響し、国民生活にも影響することは論議のないことである。

そこで私は大臣に最後に一つ伺うが、池田内閣の所得倍増というものは所得も上がるであろうが、これに伴って物価の上がるものも必然である、当然である、こういうお考えで政治をやろうとしておられるのかどうか、これは論より証拠だから、おそらくあなたでも、いやそんな考えはありませんと絶對言えないと思うが、今私が言ったようなそういう方針で、倍増論というものは物価倍増も伴っていくものである、この方針はやむを得ないものである、こういうお考えですか、どうですか。

○椎名國務大臣 過去の最近の例からいっても、日本の国民経済が非常な膨張をしております、都会と農村ではまた違いますけれども、とにかく消費水準も相当上がつておる。しかしそれに伴つて同じように物価も上がつて、結局とんになつておるかといひますと、物価の上昇率よりも国民所得のふえた率の方がはるかに多い、そういう状況でありまして、物価の値上がりというものは、たとえばその物価の中に賃金が入つておつて、そうしてその賃金の値上がりというものを、合理化等によつて吸収ができないという場合においては、これはどうも床屋の値段が上がるように認めていかざるを得ない。その他の問題につきましては手間賃以外の面において値上がりするということにつきましては、できるだけこれを経済政策、諸政策によつて上げられないようにしていくということは大事なことでございますけれども、諸外

国の例を見ましても、幾らかずつはやはり上がつていくものであり、また人によつては今の経済機構においては、絶えず微少ながら上がつていくということが、むしろ経済全般の成長の上に必要なことだという学説すら行なわれておるような状況でございます。でありますから値上がりは全然しない、所得だけ倍増するというようなことはなるまいと思ふ。しかし所得も倍増、値上がりも倍増、そういうことにはならぬと私は思ふ。

○伊藤(卯)委員 本会議のベルが鳴つておりますから、大臣の答弁を伺つておつたんではポイントが合わないし、どうも率直なところ問題になりません。だからいづれ時間のある機会を得て、一つ徹底的に論議をしようことにして、時間の関係で、この程度にいたしておきます。

○中村(幸)委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は明十九日水曜日、午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。午後一時散会

〔参照〕  
鉱工業技術研究組合法案（内閣提出第六六号）に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年四月二十四日印刷

昭和三十六年四月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局